

国会公契第 23 号
国官技第 270 号
国官総第 170 号
国営管第 367 号
国営計第 132 号
国港総第 520 号
国港技第 85 号
国空予管第 1147 号
国空空技第 445 号
国空交企第 336 号
国北予第 15 号
令和 5 年 12 月 27 日

大臣官房官庁営繕部	各 課 長 殿
各 地 方 整 備 局	総 務 部 長 殿
	企 画 部 長 殿
	営 繕 部 長 殿
	港湾空港部長 殿
北 海 道 開 発 局	事業振興部長 殿
	営 繕 部 長 殿
各 地 方 航 空 局	総 務 部 長 殿
	空 港 部 長 殿
	保 安 部 長 殿
国土技術政策総合研究所	総 務 部 長 殿
	管理調整部長 殿
国 土 地 理 院	総 務 部 長 殿
	企 画 部 長 殿

国土交通省

大 臣 官 房 会 計 課 長
大 臣 官 房 技 術 調 査 課 長
大臣官房公共事業調査室長
大臣官房官庁営繕部管理課長
大臣官房官庁営繕部計画課長
港 湾 局 総 務 課 長
港 湾 局 技 術 企 画 課 長
航 空 局 予 算 ・ 管 財 室 長
航空局航空ネットワーク部空港技術課長
航空局交通管制部交通管制企画課長
北 海 道 局 予 算 課 長

「直轄事業における災害発生時の入札・契約等に関する対応について」の
一部改正について

デジタル臨時行政調査会は、令和4年6月3日、「デジタル原則に照らした規制の一括見直しプラン」を決定し、この中で、代表的なアナログ規制7項目に関する通知・通達等の見直し方針が示された。

これを踏まえ、「直轄事業における災害発生時の入札・契約等に関する対応について」（令和3年4月22日付け国会公契第4号、国官技第58号、国官総第6号、国営管第58号、国営計第18号、国港総第46号、国港技第5号、国空予管第42号、国空空技第19号、国空交企第14号、国北予第10号）を下記のとおり改正することとしたので、貴局においても適切に運用するとともに、遺漏無きよう措置されたい。

記

「直轄事業における災害発生時の入札・契約等に関する対応について」（令和3年4月22日付け国会公契第4号、国官技第58号、国官総第6号、国営管第58号、国営計第18号、国港総第46号、国港技第5号、国空予管第42号、国空空技第19号、国空交企第14号、国北予第10号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改 正 後	改 正 前
国土交通省直轄事業における災害発生時の入札・契約等に関する対応マニュアル	国土交通省直轄事業における災害発生時の入札・契約等に関する対応マニュアル
2 一般競争入札方式の実施に当たっての取扱い 災害復旧工事の入札契約については、 <u>「一般競争入札方式の手続について」（令和5年12月27日付け国会公契第22号、国官技第272号、国営計第130号）、「一般競争入札方式の手続について」（令和5年12月22日付け国港総第521号、国港技第86号）等に基づく一般競争入札方式の手続の運用の標準的日数については、これを短縮しても差し支えない。</u> また、大規模災害時において必要と認められた場合は、「高知県内の入札談合事案を踏まえた入	2 一般競争入札方式の実施に当たっての取扱い 災害復旧工事の入札契約については、 <u>「一般競争入札方式の実施に伴う手続の運用について」（平成6年6月21日付け建設省厚発第262号、建設省技調発第131号）、「一般競争入札の実施に伴う手続の運用について」（平成6年6月22日付け港管第1389号、港建第164号）、「一般競争入札方式の拡大に伴う手続の運用について」（平成17年10月7日付け国地契第81号、国官技第136号、国営計第84号）、「一般競争入札方式の拡大に伴う手続の運用について」（平成17年10月7日付け</u>

札契約手続の見直しの実施について」（平成26年2月6日付け国地契第61号、国官技第256号、国営計第110号、国北予第39号）又は「高知県内の入札談合事案を踏まえた入札契約手続の見直しの実施について」（平成26年3月11日付け国港総第555号、国港技第117号）のうち、入札書及び技術資料の同時提出については、当該通達を適用しなくても差し支えない。

なお、これらの場合であっても、予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第74条の規定により、入札期日の前日から起算して少なくとも10日前（政府調達に関する協定（平成7年条約第23号）その他の国際約束（以下「政府調達協定」という。）の対象工事については、国の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（昭和55年政令第300号）第5条第1項の規定により40日前）に公告しなければならないが、急を要する場合においては5日前（政府調達協定の対象工事については10日前）までに短縮することができることに留意するものとする。

4 災害復旧工事等の前金払の取扱いについて

災害発生時には、被災地域において迅速な災害復旧工事等の実施が求められるが、災害復旧工事等を円滑に着手・実施するに当たって必要となる人員・資機材等の確保を図るためには、前金払の推進による資金供給が重要であり、災害復旧工事等を実施する建設業者等に対して、できる限り速やかに前金払を実施できるようにすることが重要である。

従来、前払金の支払手続は、前払金保証証書の原本を発注者に寄託することを条件に、工事契約書又は業務契約書等の取交し後に前払金保証がなされ、前払金の支払が行われているところである

国港総第235号、国港建第132号）等に基づく一般競争入札方式の手続の運用の標準的日数については、これを短縮しても差し支えない。

また、大規模災害時において必要と認められた場合は、「高知県内の入札談合事案を踏まえた入札契約手続の見直しの実施について」（平成26年2月6日付け国地契第61号、国官技第256号、国営計第110号、国北予第39号）又は「高知県内の入札談合事案を踏まえた入札契約手続の見直しの実施について」（平成26年3月11日付け国港総第555号、国港技第117号）のうち、入札書及び技術資料の同時提出については、当該通達を適用しなくても差し支えない。

なお、これらの場合であっても、予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第74条の規定により、入札期日の前日から起算して少なくとも10日前（政府調達に関する協定（平成7年条約第23号）その他の国際約束（以下「政府調達協定」という。）の対象工事については、国の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（昭和55年政令第300号）第5条第1項の規定により40日前）に公告しなければならないが、急を要する場合においては5日前（政府調達協定の対象工事については10日前）までに短縮することができることに留意するものとする。

4 災害復旧工事等の前金払の取扱いについて

災害発生時には、被災地域において迅速な災害復旧工事等の実施が求められるが、災害復旧工事等を円滑に着手・実施するに当たって必要となる人員・資機材等の確保を図るためには、前金払の推進による資金供給が重要であり、災害復旧工事等を実施する建設業者等に対して、できる限り速やかに前金払を実施できるようにすることが重要である。

従来、前払金の支払手続は、前払金保証証書の原本を発注者に寄託することを条件に、工事契約書又は業務契約書等の取交し後に前払金保証がなされ、前払金の支払が行われているところである

。

大規模災害時には、国土交通省から保証事業会社に対する円滑な手続への協力要請を踏まえ、前払金保証証書の原本の寄託が困難又は工事契約書又は業務契約書等の取交し以前であっても、次に示す方法により前払金の支払手続を行うことができることとなるので、この場合には災害復旧工事等を実施する建設業者等に対して周知するとともに、当該建設業者等の意向を踏まえて積極的に活用されたい。

(1) (略)

(2) 事務処理の迅速化・弾力化

契約業者が発注者に提出する前払金保証証書については、国土交通省から保証事業会社に対する円滑な手続への協力要請により、郵便事情の悪化等を踏まえ、急を要する場合には保証事業会社から発注者に事情説明の上、直接同証書の写しが適宜の方法で発注者に対して送付されることとなるので、このような際には、契約業者からの証書原本の提出を待つことなく、保証事業会社から送付された写しを用いて、前金払に係る支払手続を行っても差し支えないものとする。

なお、上記(1)(2)は、建設コンサルタント業務等においても同様の対応を行うことができるものとし、業務契約書等の取交しが後日となる場合には、別紙2を2部作成の上、1部を契約業者に対して交付されたい。

5 被災地域での建設工事等における予定価格の適切な設定等について

直轄工事の予定価格の作成については、工事の施工条件等を十分考慮するとともに、必要に応じ見積を活用することなどにより積算し、その結果を尊重して適正に決定すること等を通知しているところであり、被災地域においても適切に対応されたい。

特に、調達環境の変化により市場価格の設定が困難な建設資材や作業条件の制約などから、現行

。

大規模災害時には、国土交通省から保証事業会社に対する円滑な手続への協力要請を踏まえ、前払金保証証書の原本の寄託が困難又は工事契約書又は業務契約書等の取交し以前であっても、次に示す方法により前払金の支払手続を行うことができることとなるので、この場合には災害復旧工事等を実施する建設業者等に対して周知するとともに、当該建設業者等の意向を踏まえて積極的に活用されたい。

(1) (略)

(2) 事務処理の迅速化・弾力化

契約業者が発注者に提出する前払金保証証書については、国土交通省から保証事業会社に対する円滑な手続への協力要請により、郵便事情の悪化等を踏まえ、急を要する場合には保証事業会社から発注者に事情説明の上、直接同証書の写しがファックス等で発注者に対して送付されることとなるので、このような際には、契約業者からの証書原本の提出を待つことなく、保証事業会社から送付された写しを用いて、前金払に係る支払手続を行っても差し支えないものとする。

なお、上記(1)(2)は、建設コンサルタント業務等においても同様の対応を行うことができるものとし、業務契約書等の取交しが後日となる場合には、別紙2を2部作成の上、1部を契約業者に対して交付されたい。

5 被災地域での建設工事等における予定価格の適切な設定等について

直轄工事の予定価格の作成については、「令和3年度国土交通省所管事業の執行について」（令和3年4月1日付け国会公第157号）、「令和3年度における国土交通省直轄事業の入札及び契約に関する事務の執行について」（令和3年4月1日付け国官総第213号、国会公契第64号、国官技第389号、国営管第574号、国営計第160号、国北予第80号）及び「国土交通省所管事業の執行における

の積算基準をそのまま適用することが適当でないと考えられる場合には、建設資材等の設計単価（歩掛を含む。）については、積極的に見積を活用して積算するなど、施工地域の実態に即した実勢単価の機動的な把握に努め、適正な予定価格の決定を図られたい。

また、受注者に対し、工事請負契約書第26条「賃金又は物価の変動に基づく請負代金額の変更」に基づく対応が可能となる場合があることを周知するとともに、「遠隔地からの建設資材調達に係る設計変更」及び「地域外からの労働者確保に要する設計変更」など、適正な支払いとなるように努めること。

円滑な発注及び施工体制の確保に向けた具体的対策について」（令和3年1月29日付け国地契第32号、国官技第268号、国営管第432号、国営計第129号、国北予第50号）により、工事の施工条件等を十分考慮するとともに、必要に応じ見積を活用することなどにより積算し、その結果を尊重して適正に決定すること等を通知しているところであり、被災地域においても適切に対応されたい。

特に、調達環境の変化により市場価格の設定が困難な建設資材や作業条件の制約などから、現行の積算基準をそのまま適用することが適当でないと考えられる場合には、建設資材等の設計単価（歩掛を含む。）については、積極的に見積を活用して積算するなど、施工地域の実態に即した実勢単価の機動的な把握に努め、適正な予定価格の決定を図られたい。

また、受注者に対し、工事請負契約書第26条「賃金又は物価の変動に基づく請負代金額の変更」に基づく対応が可能となる場合があることを周知するとともに、「遠隔地からの建設資材調達に係る設計変更」及び「地域外からの労働者確保に要する設計変更」など、適正な支払いとなるように努めること。